

新

スポーツフィールドやまぐち推進協議会設置要綱

第1条から第3条第1項（略）

2 会長は、山口県観光スポーツ文化部審議監をもって充て、協議会を総括する。
3 副会長は会長が指名し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
4 委員は、市町長が指名する課長及び別表に掲げる者が指名する者をもって充てる。

第4条から第5条第2項（略）

3 幹事長は、山口県スポーツ推進課長をもって充てる。
4 副幹事長は、幹事長が指名し、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。

第5条第5項から第7条（略）

附 則
この要綱は、平成28年4月21日から施行する。
附 則
この要綱は、平成29年4月19日から施行する。
附 則
この要綱は、平成30年4月19日から施行する。
附 則
この要綱は、令和3年5月25日から施行する。
附 則
この要綱は、令和6年5月20日から施行する。

別表（第3条関係）

（公財）山口県スポーツ協会専務理事
（一社）山口県レクリエーション協会会長
山口県サイクリング協会会長
山口県自転車競技連盟会長
山口県商工会議所連合会会頭
山口県商工会連合会会長
（一社）山口県観光連盟会長
J R 西日本（株）広島支社長
国土交通省中国地方整備局山口河川国道事務所所長
山口県警察本部本部長（オブザーバー）

旧

スポーツフィールドやまぐち推進協議会設置要綱

第1条から第3条第3項（略）

2 会長は、知事をもって充て、協議会を総括する。
3 副会長は会長が指名し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
4 委員は、参加意向を表明した市町の長及び別表に掲げる者をもって充てる。

第4条から第5条第2項（略）

3 幹事長は、山口県観光スポーツ文化部審議監をもって充てる。
4 副幹事長は、幹事長が指名し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

第5条第5項から第7条（略）

附 則
この要綱は、平成28年4月21日から施行する。
附 則
この要綱は、平成29年4月19日から施行する。
附 則
この要綱は、平成30年4月19日から施行する。
附 則
この要綱は、令和3年5月25日から施行する。

別表（第3条関係）

（公財）山口県スポーツ協会専務理事
（一社）山口県レクリエーション協会会長
山口県サイクリング協会会長
山口県自転車競技連盟会長
山口県商工会議所連合会会頭
山口県商工会連合会会長
（一社）山口県観光連盟会長
J R 西日本（株）山口支社長
国土交通省中国地方整備局山口河川国道事務所所長
山口県警察本部本部長（オブザーバー）